

八峰町 下水道事業 業務継続計画

制定 平成26年12月4日
最新改定 平成29年12月1日

下水道事業・地震津波時業務継続計画の新規策定・改定 記録一覧

版数	策定・改定年月日	制定・改定の内容	承認者	担当部署
初版	平成26年12月4日	新規策定（簡易版）※個人情報については省略	町長	建設課 （業務継続担当）
改定	平成29年12月1日	網羅版として改定 ※個人情報については省略	町長	建設課 （業務継続担当）

目 次

1 下水道BCPの趣旨と基本方針	1	4 事前対策計画	17
1.1 下水道BCPの策定趣旨	1	4.1 データのバックアップ及び資機材の確保	17
1.2 基本方針	1	4.2 関連行政部局との連絡・協力体制の構築	19
1.3 下水道BCPの対象とする業務の範囲	1	4.3 他の地方公共団体との支援ルールの確認	19
1.4 下水道BCPの策定体制と運用体制	2	4.4 受援体制の整備と充実	20
2 非常時対応の基礎的事項の整理	3	4.5 民間企業との協定締結・見直し	21
2.1 災害発生時の業務継続戦略 総括表	3	4.6 住民等への情報提供及び協力要請	21
2.2 対応拠点と非常参集	4	4.7 その他の対策	22
2.3 対応体制・指揮命令系統図	5	5 訓練・維持改善計画	23
2.4 避難誘導・安否確認	6	5.1 訓練計画	23
2.4.1 避難誘導方法	6	5.2 維持改善計画	24
2.4.2 安否確認方法	6	5.2.1 下水道BCPの定期的な点検項目	24
2.4.3 職員リスト	7	5.2.2 下水道BCP責任者による総括的な点検項目	24
2.5 被害状況の把握(チェックリスト)	8	5.2.3 職員及び重要関係先への定期的周知	25
2.6 災害発生直後の連絡先リスト	9	6 計画策定の根拠とした調査・分析・検討	26
2.6.1 国、県、関連行政部局等	9	6.1 地震規模等の設定と被害想定	26
2.6.2 民間企業等	10	6.1.1 地震規模の設定	26
2.7 保有資源、調達先、代替調達先	11	6.1.2 津波規模の設定	27
2.8 備蓄、救出用機材	12	6.1.3 下水道施設等の耐震化及び耐津波状況	30
2.8.1 食料等の備蓄	12	6.1.4 重要事項の保管及びバックアップの現状	33
2.8.2 閉じ込め、下敷き等の救出用機材の配置状況	12	6.1.5 被害想定	34
3 非常時対応計画	13	6.2 優先実施業務(遅延による影響の把握)	36
3.1 勤務時間内に想定地震が発生した場合	13	6.3 優先実施業務の対応の目標時間と実施方法	38
3.2 夜間休日(勤務時間外)に想定地震が発生した場合	15	6.4 優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討表	40
		巻末資料1 処理場における非常時対応計画	41

1 下水道BCPの趣旨と基本方針

1.1 下水道BCPの策定趣旨

- ・ 「業務継続計画」とは、大規模な災害、事故、事件等により、職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、策定・運用を行うものである。
- ・ 「下水道事業の業務継続計画」（以下「下水道BCP」という。）は、下水道施設が住民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることを踏まえ策定する。
- ・ 災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのでは困難である。そこで、平時から災害に備えるためにも「下水道BCP」を策定する。

1.2 基本方針

(1) 住民、職員、関係者の安全確保

災害発生時の業務の継続・早期復旧にあたっては、住民、職員、関係者の安全確保を第一優先とする。

(2) 下水道事業の責務遂行

住民生活や地域経済活動のために必要となる下水道が果たすべき重要な機能を優先的に回復する。

(3) 対象事象

大規模地震及び津波を対象リスクとして策定する。

1.3 下水道BCPの対象とする業務の範囲

八峰町建設課が所管する下水道事業の全業務を対象とする。

1.4 下水道BCPの策定体制と運用体制

下水道BCPの平時の策定体制と運用体制は、次のとおりとする。(災害時の体制は2.3 参照)

(1) 下水道部局

区 分	部署・氏名	役 割
最高責任者	建設課長	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道BCPの策定及び運用の全体統括、意思決定 ・町長への報告 ・関連行政部局や民間企業等との調整の統括
実務責任者	建設課副課長	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道BCPの策定及び運用の実施統括 ・平時の維持管理・是正措置の実施状況の確認
下水道事業担当者	同課 課長補佐	<ul style="list-style-type: none"> ・実務責任者の補佐 ・県との調整 ・訓練の企画及び実施
	同課 上下水道係長	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道BCP策定事務局 ・下水道BCP策定時の関係部署との調整 ・連絡先リスト等の定期点検

(2) 関連行政部局及び民間企業等

区 分	部署・氏名	役 割
総務部局	庁舎管理実務責任者：総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の全体把握
道路部局	道路管理実務責任者：建設課長	<ul style="list-style-type: none"> ・道路関連被災状況の情報共有
水道部局	水道管理実務責任者：建設課長	<ul style="list-style-type: none"> ・水道関連被災状況の情報共有
日本下水道事業団	秋田事務所事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場の被害調査の依頼
(株)能代広域清掃	八森浄化センター担当者：	<ul style="list-style-type: none"> ・八森浄化センターの運転状況確認、被災報告
(株)能代広域清掃	沢目浄化センター担当者：	<ul style="list-style-type: none"> ・沢目浄化センターの運転状況確認、被災報告
(株)能代広域清掃	岩館漁業集落排水施設担当者：	<ul style="list-style-type: none"> ・岩館漁業集落排水施設の運転状況確認、被災報告
(株)能代清掃センター	農業集落排水施設担当（総括）者：	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設（3箇所）の運転状況確認、被災報告

2 非常時対応の基礎的事項の整理

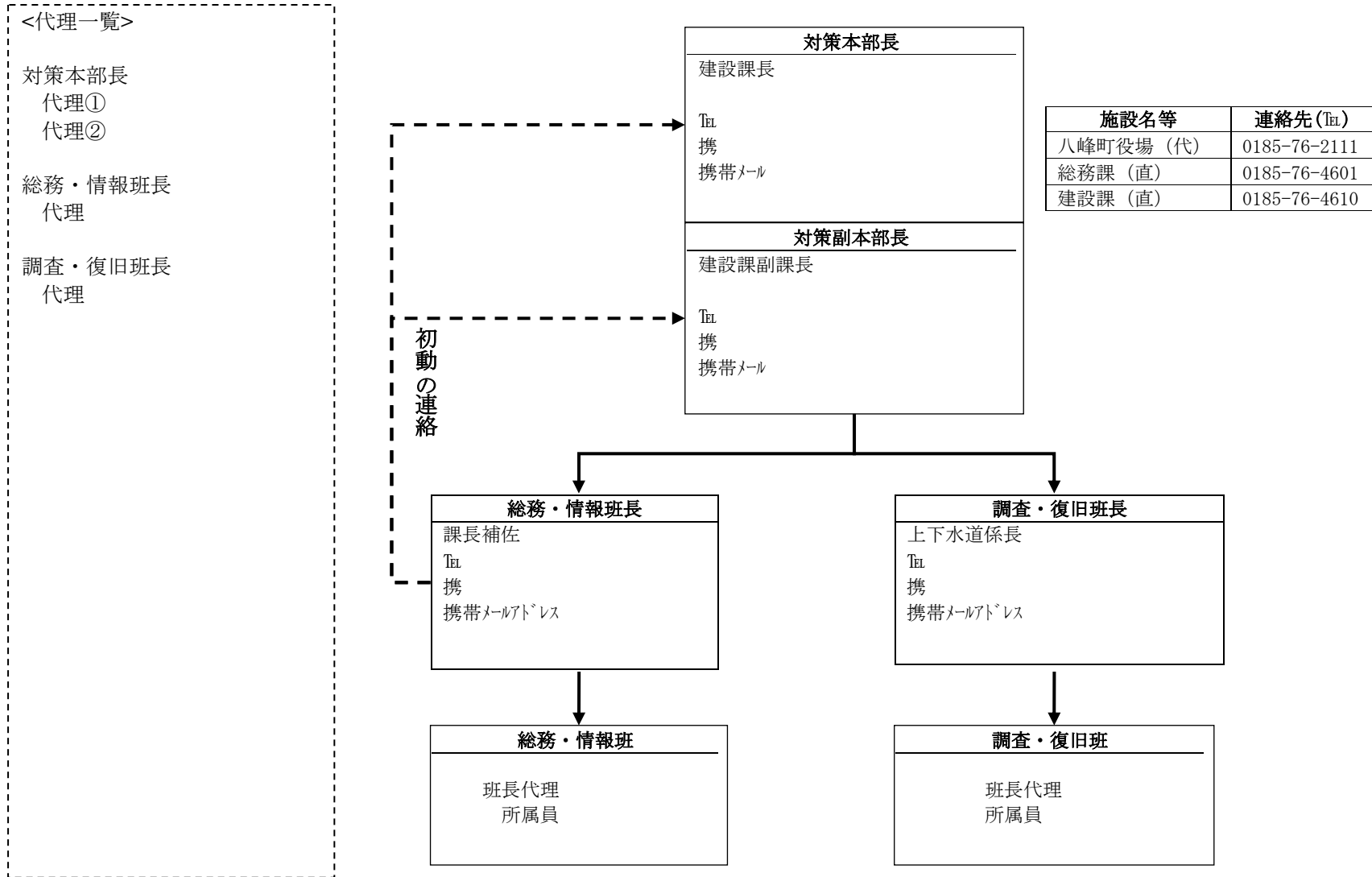
2.1 災害発生時の業務継続戦略 総括表

事 項	説 明		
対象災害と発動基準	<ul style="list-style-type: none"> 震度6弱以上の地震が八峰町内で観測されれば、もしくは津波警報が発令された場合には自動的に対象メンバー（全職員）は自動参集し、初動対応を開始する。 大津波警報が発令された場合には、安全な経路を選択し、対象メンバー（全職員）は自動参集し、初動対応を開始する。 		
対応体制	<ul style="list-style-type: none"> 下水道対策本部を設置。本部長は建設課長とする。 班編成：総括・情報班、調査・復旧班の2班を置く。 緊急参集メンバーは、7名。 (発動基準未滿で震度4以上の地震の場合は、緊急参集メンバーを4名のみとし、本部長、副本部長、関係部局への状況を報告する。) 		
対応拠点	<ul style="list-style-type: none"> 建設課内に下水道対策本部を置く 		
主な優先実施業務、その対応の目標時間、業務継続戦略の概要	優先実施業務	業務の概要	対応の目標時間
	1. 下水道対策本部の立上げ	<ul style="list-style-type: none"> 災害対応拠点の安全性を確認し、下水道対策本部を立上げ 町災害対策本部、県下水道課等、民間企業等との連絡体制確保 	勤務時間内：発災直後 夜間休日：1時間以内
	2. 被害状況等の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 処理場の被害状況等を確認 報道、他課からの連絡、住民からの通報等による被害情報収集 	発災から6時間以内完了 以降随時実施
	3. 県、町災害対策本部、関連行政部局への連絡	<ul style="list-style-type: none"> 県下水道課等、町災害対策本部、関連行政部局へ被害状況、対応状況等を連絡するとともに、協力体制を確保 	発災から6時間以内完了 以降随時実施
	4. 緊急点検、緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> 二次災害（人的被害）防止に伴う管路施設の点検を実施 重要な幹線等の目視調査を実施 	発災から2日以内完了
	5. 汚水溢水の緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄している資機材により溢水を解消し、町で対応できない場合には、各清掃会社等に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼 	発災から2日以内完了 被害がある場合適宜実施
	6. 緊急輸送路における交通障害対策	<ul style="list-style-type: none"> 関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を解消 	発災から2日以内完了 被害がある場合適宜実施
	7. 浸水対策 (降雨が予想される場合)	<ul style="list-style-type: none"> 排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を町で対応できないときは県と協議を実施 	発災から3日以内完了 被害がある場合適宜実施
8. 支援要請、受援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 他の地方公共団体や民間企業等へ支援要請を行うとともに、受援体制を整備 		発災から3日以内完了

2.2 対応拠点と非常参集

事 項	説 明
1. 拠点名	八峰町役場庁舎：下水道対策本部
2. 下水道対策本部の要員	対策本部長：建設課長 対策副本部長：建設課副課長 総括・情報班長：建設課長補佐 調査・復旧班長：上下水道係長 他の要員は、2.3 参照
3. 設置場所と連絡手段 (重要関係先からの連絡手段)	八峰町建設課内 所在地：秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田 1 1 8 電話：0185-76-4610 F A X：0185-76-2203 電子メール：suido@town.happou.akita.jp
4. 下水道対策本部内及びその近くに備える設備	電話：1回線、F A X：1台、パソコン：5台、プリンター：2台、コピー機：1台 ※衛星携帯電話、防災無線ハンディ機の使用については総務課（防災担当）と確認する ※支援者用については総務課と協議して決定する
5. 参集要領	1) 緊急参集メンバー（職員全員）は、2.1 の発動基準により自動的に下水道対策本部に参集する。 2) 参集に3時間以上かかる場合、連絡をして指示を待つ。
6. 各班の担当業務	1) 総務・情報班：職務環境、情報収集及び住民対策、関連行政部局との連絡調整、各班との調整 2) 調査・復旧班：調査計画及び調査の実施、資機材の調達・運搬、応急措置及び応急復旧作業

2.3 対応体制・指揮命令系統図



2.4 避難誘導・安否確認

2.4.1 避難誘導方法

建物名等	八峰町役場本庁舎
避難誘導責任者 〃 代理者	責任者：建設課長 代理者：建設課副課長
来訪者の誘導方法	応接している職員が、責任を持って誘導する。 屋外避難が必要な場合は、来訪者を1階総務課前ロビーに誘導する。 屋外避難が必要な場合には、非常階段を使って誘導する。
職員の避難方法	屋外避難が必要な場合には、非常階段を使って避難する。
避難経路	別図参照
避難先（集合場所）	役場庁舎前駐車場
近隣の公設の避難所	無し

2.4.2 安否確認方法

安否確認の責任者	責任者：建設課長 代理者：建設課副課長
安否確認の担当体制	担当者：建設課長補佐
安否確認の方法・手順	職員とその家族の安否を確認する。 連絡手段：職員の携帯電話、自宅の電話、携帯メール、SNS「LINE」の建設課グループ 作業手順：携帯電話に荷電し、通話中である場合は、電話に出るまで繰り返す。 通話圏外である場合は、自宅電話に荷電する。 5分以上要する場合は、携帯メールアドレス（もしくはSMS）に安否を報告するよう送信する。 SNS「LINE」の建設課グループに送信し、返信（もしくは「既読」）を確認する。
安否確認の発動条件	震度5弱以上の地震が八峰町内で観測された場合。 津波警報が発令された場合。

2.4.3 職員リスト

<個人情報につき、省略>

氏名	所属	下水道BCPにおける役割	保有資格	居住地		参集可能時期	連絡先	
				住所	災害時参集手段		電話	メール
							自宅携帯	
							自宅携帯	
							自宅携帯	
							自宅携帯	
							自宅携帯	
							自宅携帯	
							自宅携帯	
							自宅携帯	

2.5 被害状況の把握（チェックリスト）

< 月 日 () 時 分時点 >

分類	項目	被害	確認方法
下水道部局職員安否	死者	名 氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間内は点呼による ・夜間休日（勤務時間外）は 2.4.2 安否確認方法による
	行方不明者	名 氏名	
	負傷者	名 氏名	
	参集完了者 参集可能の連絡あり	名 名	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて名簿を作成
庁舎（災害対応拠点）の被害	主要構造部	あり／なし 概要（ ）	<ul style="list-style-type: none"> ・担当の総括・情報班が、庁舎管理部門（または災害対応拠点管理部門）に確認する ・被害があれば、建物を使用し続けられるか庁舎管理部門等（建築構造の有資格者が詳しく確認する）に確認もしくは協議を行う
	その他	あり／なし 概要（ ）	
主要設備の被害	電力	あり／なし 概要（ ）	<ul style="list-style-type: none"> ・担当の調査・復旧班が、下水道部局の周辺を確認する ・被害があれば、庁舎管理部門に連絡する
	上水道	あり／なし 概要（ ）	
	トイレ・下水	あり／なし 概要（ ）	
	ガス	あり／なし 概要（ ）	
	空調設備	あり／なし 概要（ ）	
	情報・通信設備	あり／なし 概要（ ）	
	下水道台帳等の重要情報	あり／なし 概要（ ）	
その他設備	あり／なし 概要（ ）		

2.6 災害発生直後の連絡先リスト

2.6.1 国、県、関連行政部局等

連絡先		連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	連絡する内容	当方担当者 及び代理者
国・県	国土交通省 東北地方整備局 都市・住宅整備課	下水道係	電話：022-225-2171（内 6176） FAX：022-227-4459	被害状況の報告（必要に応じて）	担当者： 代理者：
	秋田県建設部 下水道課	調整・環境 整備班	電話：018-860-2461 FAX：018-860-3813 Mail：gesuido@pref.akita.lg.jp	被害状況の報告と支援要請の依頼	
関連行政部局	町災害対策本部	総務課長		被害状況の報告	
	建設課 道路維持係	係長		マンホールの浮き上がり等の情報共有	
その他	日本下水道事業団	秋田事務所	電話：018-867-1361 FAX：018-867-1364	処理場の被害調査の依頼	

2.6.2 民間企業等

連絡先		連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	連絡する内容	当方担当者 及び代理者
民間	(株)能代広域清掃	八森： 沢目： 岩館：	電話： 電話： 電話：	・下水道施設の被害状況の調査依頼 ・被害状況（概略）の共有	担当者： 代理者：
	(株)能代清掃センター		電話：		
	新日本設計(株) 秋田事務所	所長	電話：018-823-6871 FAX：018-823-8185	下水道台帳の出力依頼	
	(株)パスコ 東北事業部営業部 秋田支店	支店長	電話：018-865-4341 FAX：018-865-2993	管路図電子データの出力依頼	
	日本下水道管路 管理業協会東北支部	豊産管理(株)内	電話： FAX：017-729-3737	調査、応急復旧対応の依頼	

2.7 保有資源、調達先、代替調達先

(1) 資機材の備蓄品・調達品リスト ※建設課保管物件

名称	規格	保管場所と数量			備考
		庁舎別館	処理場	ポンプ場	
看板「通行止」		7			八森除雪センター
〃 「最徐行」		4			〃
〃 「落石注意」	大	1			〃
〃 「路肩注意」		4			〃
〃 「片側通行」		1			〃
〃 「落石注意」	小	19			〃
〃 「立入禁止」	小	3			〃
〃 「路肩注意」	小	7			〃
カラーコーン		15			〃
バリケード	足	7組			〃
土のう袋		1,000			〃
ピカピカ (ソーラーキング)		30			〃
誘導棒		10			〃
土のう袋		900			峰浜プレハブ
カラーコーン		9			〃
バリケード	足	25組			〃
看板「立入禁止」		5			〃
〃 「路肩注意」	小	0			〃
〃 「落石注意」	小	18			〃
〃 「最徐行」		1			〃
〃 「この先段差」		1			〃
〃 「通行止」		2			〃
〃 「路肩注意」		5			〃
〃 「一時停止」		2			〃
〃 「走行注意」		3			〃
〃 「片側通行」		2			〃

(2) 調達先のリスト

現段階で下水道に関する資材調達関連協定等は締結していない。

2.8 備蓄、救出用機材

2.8.1 食料等の備蓄（ただし、防災用のため下水道関連用ではない）

品名	個数	保存期限	保管場所	管理責任者
主食	2,750 食		防災備蓄倉庫	総務課長
主食（お粥など）	200 食		〃	〃
飲料水	2,300ℓ		〃	〃
粉ミルク	3,280g		〃	〃
ほ乳瓶	2 本		〃	〃
毛布	300 枚		〃	〃
石油ストーブ	13 台		〃	〃
トイレ	1,910 回分		〃	〃
トイレットペーパー	96 巻		〃	〃
紙おむつ（大人用）	196 枚		〃	〃
紙おむつ（子供用）	128 枚		〃	〃
生理用品	192 枚		〃	〃
自家発電機	10 台		〃	〃
投光器	7 台		〃	〃
コードリール	7 台		〃	〃
燃料タンク	7 台		〃	〃
タオル	220 枚		〃	〃
給水袋（ポリタンク）	300 個		〃	〃
医薬品セット	6 個		〃	〃

2.8.2 閉じ込め、下敷き等の救出用機材の配置状況

（救出用機材は配置していません、今後、配置の検討が必要）

3 非常時対応計画

3.1 勤務時間内に想定地震が発生した場合

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
直後	来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者・職員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置 ・目視により火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合、屋外に避難 ・屋外避難が必要ない場合、来訪者を1階総務課前ロビーへ誘導 	2.5.1 避難誘導方法
	職員の安否確認 <ul style="list-style-type: none"> ・責任者が在庁職員の安否を点呼等により確認 ・担当者は不在職員（外出・休暇等）の把握と安否を確認 ・不在職員（外出・休暇等）は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目安を連絡。 	2.5.3 職員リスト
	下水道対策本部の立上げ <ul style="list-style-type: none"> ・担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替対応拠点へ移動 ・下水道対策本部の立上げ、体制確保 ・民間企業への協力要請に備え、連絡体制を確保 ・町災害対策本部及び県下水道課等へ対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告 	2.6 被害状況の把握（チェックリスト）
～6時間 以降 随時実施	被害状況等の情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・報道、他課からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況等）を収集整理 ・個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民問い合わせに関するマニュアル ・町指定排水設備業者リスト
	浸水対策（降雨予報の確認） <ul style="list-style-type: none"> ・今後の降雨予報を確認 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	町災害対策本部との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・町災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡 ・町災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認 ・町全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整 	
	県への被害状況等を連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・県下水道課へ被害状況等を連絡 	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
	関連行政部局との連絡調整（1） <ul style="list-style-type: none"> ・関連行政部局（道路維持係等）との協力体制の確認 ・管理施設が近接している関連行政部局（水道施設担当、道路維持係）との共同点検調査の実施方針を検討 	2.6 災害発生直後の連絡先リスト

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
～1日	データ類の保護 <ul style="list-style-type: none"> ・台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動 ・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を新日本設計に依頼 	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～2日	緊急点検 <ul style="list-style-type: none"> ・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定 ・調査用具、調査チェックリストを準備 ・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施 	・緊急点検・調査に関するマニュアル
	緊急調査 <ul style="list-style-type: none"> ・重要な幹線等の目視調査を実施 	・緊急点検・調査に関するマニュアル
	避難所等のトイレ機能の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所における水洗トイレ等の状況確認（使用可否、復旧見込み等） ・避難所等における水洗トイレ機能確保に向けた関連行政部局との対応協議、調整を実施 	
～3日 適宜実施	緊急措置（被害がある場合） 【汚水溢水への緊急措置】 <ul style="list-style-type: none"> ・町で対応できない（職員、資機材等の不足）場合は、し尿処理会社に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼 【緊急輸送路における交通障害対策】 <ul style="list-style-type: none"> ・関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を解消する 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	緊急措置（被害がある場合） 【浸水対策】 <ul style="list-style-type: none"> ・排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を町で対応できない場合は県と協議する 	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～3日	支援要請及び受援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人・モノ）等を県に連絡 ・受入場所（作業スペース・駐車スペース・保管場所等）を確保等、受け入れ態勢を整える ・県等からの連絡に応じて受入対応状況を適宜連絡 	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～4日	関連行政部局との連絡調整（2） <ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧等を行うに当たって、関連行政部局（水道担当、道路維持係等）と協議 	2.6 災害発生直後の連絡先リスト

3.2 夜間休日（勤務時間外）に想定地震が発生した場合

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
直後	職員の安否連絡 ・自らと家族の安全を確保した後、速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目安を連絡	2.5.2 安否確認方法 2.5.3 職員リスト
	自動参集 ・震度をラジオ等で確認し、下水道対策本部の職員及び代替拠点への初動参集者は、指定された場所に自動参集 ・その他職員は、災害対応拠点への参集を開始する。ただし、動員計画に基づき、自宅で待機する場合は下水道対策本部からの指示を待つ ・参集に当たっては、服装に留意する。また、飲料水、食料等を持参するように努める ・自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認	
	指揮系統の確立 ・参集した職員の代替順位に応じて、各班の指揮系統を確立 ・職員の安否、下水道施設の被害概要の把握に努める （下水道対策本部が立ち上がればその体制、指示に従うこと）	2.3 対応体制・指揮命令系統図 2.5.2 安否確認方法 2.5.3 職員リスト
～1 時間	下水道対策本部の立上げ ・担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替対応拠点へ移動 ・下水道対策本部の立上げ、体制確保 ・民間企業への協力要請に備え、連絡体制を確保 ・町災害対策本部及び県下水道課等へ対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告	2.2 災害対応拠点と非常参集 2.4 代替拠点 2.6 被害状況の把握 2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～6 時間 以降 随時実施	被害状況等の情報収集 ・報道、他課からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況等）を収集整理 ・個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等）	・住民問い合わせに関するマニュアル ・町指定排水設備業者リスト
	浸水対策（降雨予報の確認） ・今後の降雨予報を確認	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	町災害対策本部との連絡調整 ・町災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡 ・町災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認 ・町全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整	
	県への被害状況等を連絡 ・県下水道課へ被害状況等を連絡	2.6 災害発生直後の連絡先リスト

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
	関連行政部局との連絡調整（１） <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連行政部局（道路維持係等）との協力体制の確認 ・ 管理施設が近接している関連行政部局（水道施設担当、道路維持係）との共同点検調査の実施方針を検討 	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～1日	データ類の保護 <ul style="list-style-type: none"> ・ 台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動 ・ データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を新日本設計に依頼 	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～2日	緊急点検 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定 ・ 調査用具、調査チェックリストを準備 ・ 人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施 	・ 緊急点検・調査に関するマニュアル
	緊急調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な幹線等の目視調査を実施 	・ 緊急点検・調査に関するマニュアル
	避難所等のトイレ機能の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所における水洗トイレ等の状況確認（使用可否、復旧見込み等） ・ 避難所等における水洗トイレ機能確保に向けた関連行政部局との対応協議、調整を実施 	
	緊急措置（被害がある場合） 【汚水溢水への緊急措置】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 町で対応できない（職員、資機材等の不足）場合は、し尿処理会社に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼 【緊急輸送路における交通障害対策】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を解消する 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～3日 適宜実施	緊急措置（被害がある場合） 【浸水対策】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を町で対応できない場合は県と協議する 	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～3日	支援要請及び受援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断 ・ 支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人・モノ）等を県に連絡 ・ 受入場所（作業スペース・駐車スペース・保管場所等）を確保等、受け入れ態勢を整える ・ 県等からの連絡に応じて受入対応状況を適宜連絡 	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～4日	関連行政部局との連絡調整（２） <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧等を行うに当たって、関連行政部局（水道担当、道路維持係等）と協議 	2.6 災害発生直後の連絡先リスト

4 事前対策計画

4.1 データのバックアップ及び資機材の確保

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
重要 情報	下水道台帳の整備	電子データ及び簿冊で整備 済み		点検調査を速やかに実施 することが可能			建設課
	データ（下水道台帳 等）のバックアップ	製本状態での代替なし	<ul style="list-style-type: none"> 印刷製本を別棟に保存 システムの保守契約会社と協 議し、バックアップデータの 保管 	電子データは復旧可能で あるが復旧日数は要調査			建設課
資機材	保有資機材の把握	<ul style="list-style-type: none"> 必要な資機材がリストアッ プされていない 資機材の保有場所が把握で きていない 	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所や数量を調査し、資 機材リストを作成 	調査復旧を速やかに実施 することが可能		H30 以降	建設課
	緊急時の資機材調 達ルートの確保	資機材を購入する予算が不 足している	緊急時の調達ルートを確認	調査復旧を速やかに実施 することが可能		H30 以降	建設課
	仮設ポンプの備蓄	備蓄がなく、迅速な対応がで きない	数基備蓄 (リース会社との協定)	数基分の仮設ポンプを設 置でき、汚水溢水の解消業 務への対応力が向上		H30 以降	建設課
	自家発電機の備蓄	同上	数基備蓄 (リース会社等との協定)	仮設ポンプ等の電源を確 保でき、汚水溢水の解消業 務への対応力が向上		H30 以降	建設課
	液体塩素剤の貯蔵	180 × 50 個程度を貯蔵	貯蔵は水道施設用のため、不足 が見込まれる場合、緊急時の調 達先を確認				建設課

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
	軽油の備蓄量 (処理場)	1～2.5 日間の対応量	緊急時の調達先の確保				建設課
設備	情報伝達機器の 確保	電話が不通になったときの 情報伝達手段がない	・防災の衛星電話 1 台使用 ・非常用電話回線等を整備	発災時の情報伝達手段を 確保			総務課 建設課
	サーバーの 停電対策	突然の停電でデータが破損 する可能性がある	無停電装置等により、正常終了 させる	・ 平時業務用はノート型 PC 使用のため、内臓バ ッテリーで数時間の運 用可能 ・ 役場庁舎の非常用発電は 24 時間内の給電が可能			総務課 企画財政課 建設課
	共有パソコンの 配備	作業用パソコン数が少ない	支援者用のパソコンの確保	支援者等の作業向上			企画財政課 建設課
生活 必需品	食料及び飲料水の 備蓄	食料及び飲料水を確保して いない。(職員が自ら確保す るように指示)	防災備蓄品の活用	・ 断水期間の対応が可能 ・ 職員の衛生環境を確保			

4.2 関連行政部局との連絡・協力体制の構築（人・モノの配分の調整）

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
他部局 との 連携	部局内のリソース <u>（人・モノ）の配分 に関する把握</u>		優先実施業務と許容中断時間 からリソース <u>（人・モノ）の配 分を把握</u>	部局内でのリソース <u>（人・ モノ）の過不足を把握</u>			建設課
	関連行政部局との リソース <u>（人・モノ） の配分に関する調 整</u>	地域防災計画で避難所の運 営に 2 人派遣することにな っている	関連行政部局とリソース <u>（人・ モノ）の配分を調整</u> する	発災時の優先実施業務を 効率的に実施可能			建設課
	連絡・協力体制の構 築		協力体制の構築	被害情報の入手が早くな り、その後の応急復旧等を 速やかに実施することが 可能			建設課

4.3 他の地方公共団体との支援ルールの確認

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
支援 ルール	支援対象の地方公 共団体を確認	支援要請する職員以外に協 定内容が周知されていない	組織内への周知	支援要請する職員が不在 でも支援要請ができ、3 日 目までに応急復旧につい て対応可能		毎年度	建設課
	支援ルールの相互 確認	県下水道課への支援要請の 方法（様式等）が徹底され ていない	・支援ルールを確認 ・要請の様式類の明確化と相互 確認	支援の迅速化と支援時の 混乱防止		毎年度	建設課

4.4 受援体制の整備と充実

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
受援 体制	支援者に対する担当窓口設置	担当窓口が設置されていない	担当窓口を設置する	支援者との連絡の円滑化		H29	建設課
	支援者へ提供する情報等の整理	提供可能な情報が整理できていない	情報を整理する (リスト化)	支援活動を安全かつ効率的に実施可能		H30 以降	建設課 7
		支援活動に必要な資機材、備品が不足している	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材を整理する (リスト化) ・不足する資機材を揃える ・調達先を探す 	支援者が準備する資機材が明確になり支援活動を効率的に実施可能		H30 以降	建設課
	情報等を災害時下水道事業関係情報へ登録	災害時下水道事業関係情報の使用方法がわからない	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時下水道事業関係情報の使用方法を周知する ・登録すべき情報を整理し登録する (変更毎に更新) 	支援者が被災団体の情報を迅速に把握可能		H30	建設課

4.5 民間企業等との協定締結・見直し

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
協定	民間企業等との協定締結状況	下水道業務に特化した協定は締結されていない	民間企業等と協定を締結する ・資機材の確保（仮設ポンプ、自家発電機、安全柵等） ・被害調査人員の確保 ・応急復旧人員の確保	汚水溢水の解消業務への対応力が向上		H30以降	建設課
	平時における定期的な情報共有		情報共有のための定例会を実施する	公共団体と民間企業等が最新情報を共有できる		H30以降	建設課
	他の地方公共団体間とのリソース調達に関する調整		リソース調達に関する調整を働きかける	他の地方公共団体とのリソース調達の競合を防止		H30以降	建設課
	災害協定の窓口一元化		・町で窓口を一元化できるように調整する ・発災時に調整・協議できる体制を作る	他部局とのリソース調達の競合を防止			総務課 建設課

4.6 住民等への情報提供及び協力要請

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
周知	配布・広報用資料の様式作成	事前に準備していない	過去の発災時における事例を参考に配布・広報用資料の様式を作成する	住民等へ有効な情報を迅速に伝達することが可能		H30以降	建設課

4.7 その他の対策

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
共通	代替拠点の確保	本庁舎は耐震性と非常用発電が整備されている	本庁舎内で対策本部業務を運営可能				総務課 建設課
	復旧対応の記録	作業指示等を記録する様式がない	様式作成が必要			H30 以降	建設課
	人材育成・確保	協力を求めている	協定等の確認が必要	必要に応じて必要な人材等が確保できる		H30 以降	建設課
	その他						

5 訓練・維持改善計画

5.1 訓練計画

訓練名称	訓練内容	参加者・対象者	予定時期	実施場所	企画実施部署
参集訓練	・地震及び津波を想定した職員の非常参集	全職員	毎年5月	庁舎	総務課
安否確認訓練	・全職員は、携帯電話メールにより安否を連絡 ・安否確認担当職員は、安否確認の回答をとりまとめ	全職員	毎年5月	庁舎	
実地訓練	・仮設ポンプの運転確認 ・汚水溢水を想定した箇所での仮設ポンプ等の運搬設置 ・仮設発電機によるマンホールポンプの運転	各担当班の責任者、 代理者及び担当者 協定先の担当者等	毎年10月	各現場	建設課
情報伝達訓練	・本庁（下水道対策本部）と処理場との情報伝達訓練 ・他の地方公共団体や民間企業等との支援に関する情報伝達訓練 ・簡易水道担当や道路維持等の関連行政部局との情報伝達訓練 ・関連協会・団体・民間企業等（下水処理施設の運転管理委託先、建設企業、機器納入メーカー、復旧時に必要な資機材メーカー、避難所の管理者）との情報伝達訓練	各担当班の責任者、 代理者及び担当者 関係機関等の 担当者 協定先の担当者等	毎年10月	庁舎	建設課
図上訓練 （シナリオ提示型）	・非常時対応計画等の対応手順、訓練シナリオを事前に提示して、手順どおりに対応を行う。	各担当班の責任者、 代理者及び担当者	1回/2年	庁舎	建設課
図上訓練 （シナリオ非提示型）	・事前に訓練シナリオを提示せず、訓練中に付与される情報に基づき判断し行動する	各担当班の責任者、 代理者及び担当者	1回/2年	庁舎	建設課

5.2 維持改善計画

5.2.1 下水道BCPの定期的な点検項目

点検項目	点検時期	点検実施部署	統括部署
下水道部局や関係先（国、県、関連行政部局、民間企業等）の人事異動により、指揮命令系統、安否確認等の登録情報（電話番号やメールアドレス）に変更がないか	年2回（4月、10月） 必要に応じて適宜実施	建設課	総務課
重要なデータや文書（下水道台帳、施設図面等）のバックアップを実施しているか	年1回（3月）	建設課	建設課
策定根拠となる計画書を変更した場合、計画に関連する文書がすべて最新版に更新されているか	年1回（5月）	建設課	建設課

5.2.2 下水道BCP責任者による総括的な点検項目＜実施時期：毎年5月頃＞

点検項目	点検実施部署	統括部署
事前対策は、確実に実施されたか また、過去1年間で実施した対策（下水道施設の耐震化等）を踏まえ、下水道BCPの見直しを行ったか	建設課	建設課
優先実施業務の追加や変更等で下水道BCPの変更が必要ないか検討したか	建設課	建設課
訓練が年間を通して計画どおりに実施されたか また、訓練結果を踏まえた下水道BCPの見直しを行ったか	建設課	建設課
来年度予算で取り上げる対策を検討したか また、実施未定の対策について、予算化を検討したか	建設課	建設課
非常用電源や非常用通信手段が問題なく使用できるか	建設課	建設課
下水道BCP策定の根拠資料を変更した場合、関連する計画がすべて最新版に更新されているか	建設課	建設課

5.2.3 職員及び重要関係先への定期的周知

周知先	周知した内容	周知の相手方及び方法	周知の実施時期
職員	下水道対策本部及び対応拠点の所在地、連絡手段一覧	職員、重要関係先に対して、一覧表を提出	年度当初
秋田県下水道課	同 上（内容を改定した場合はその内容）	下水道課 調整・環境整備班に対して、一覧表を提出	年度当初 (改定の場合は都度)
(株)能代広域清掃	同 上（ 〃 ）	各施設担当者に対して、一覧表を提出	年度当初 (改定の場合は都度)
(株)能代清掃センター	同 上（ 〃 ）	各施設担当者に対して、一覧表を提出	年度当初 (改定の場合は都度)

6 計画策定の根拠とした調査・分析・検討

6.1 地震規模等の設定と被害想定

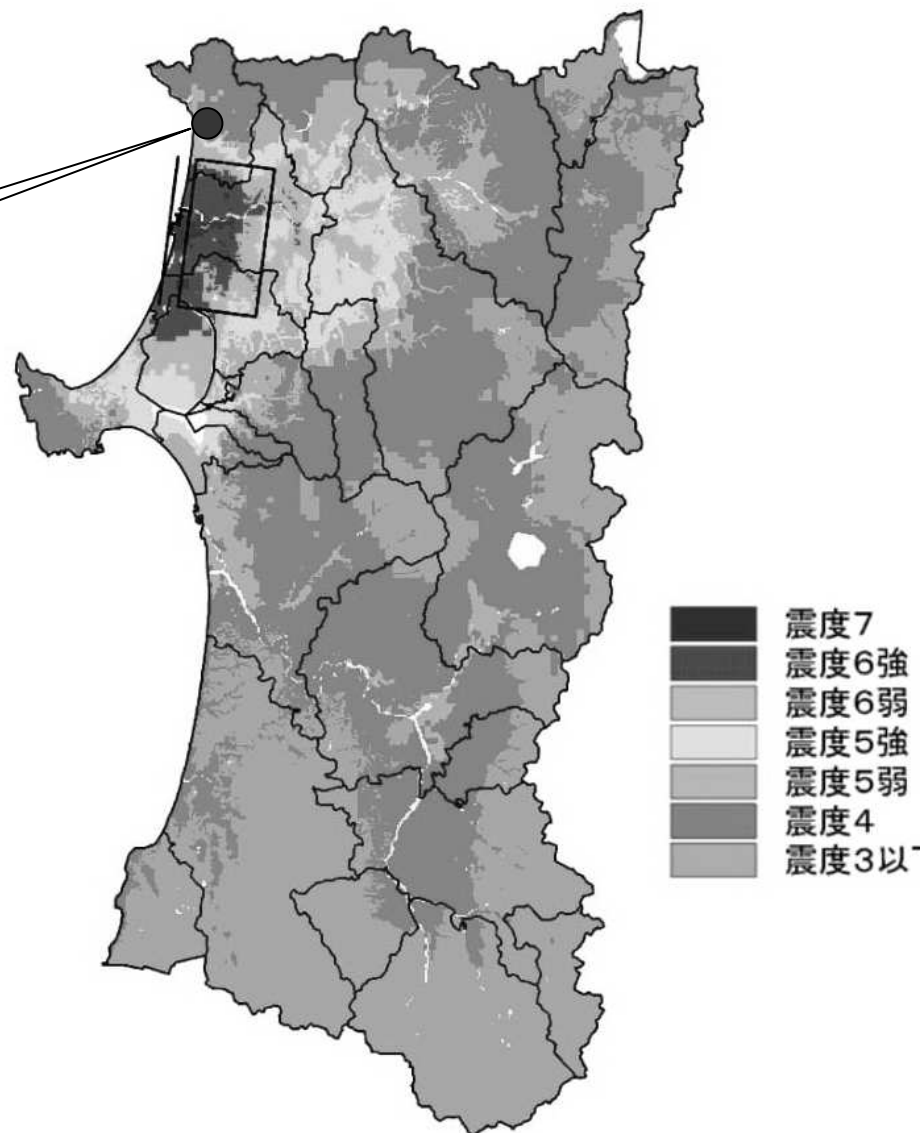
6.1.1 地震規模の設定

八峰町では、以下の地震が発生したことを想定して被害想定を行う。

地震規模	震度6弱
------	------

八峰町庁舎

(1) 能代断層帯 【M=7.1, 最大震度：7, 詳細法】



6.1.2 津波規模の設定

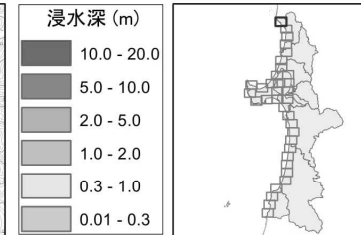
「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき設定されている秋田県津波浸水想定における最大クラス津波を想定して被害想定を行う。

秋田県津波浸水想定 地域海岸：八森地域海岸

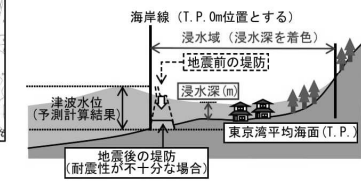
<八峰町(1)>

図面番号：01 / 35

1:25,000

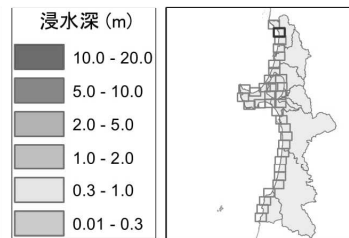
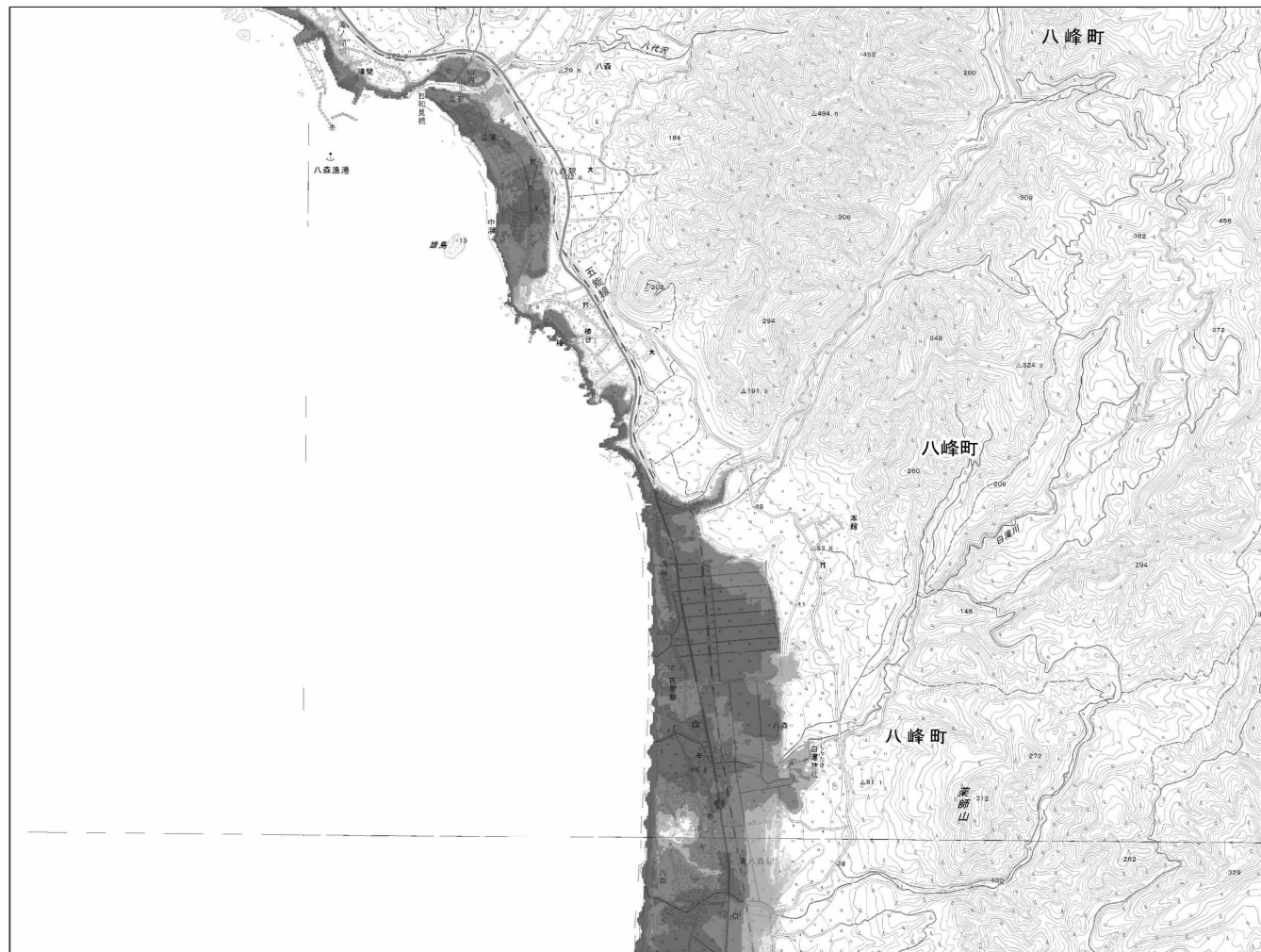


- 【留意事項】**
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した4断層に、最新の調査では見つからなかったものの「想定外を作らない」という考え方に基づいた秋田県独自断層（海域A・B・C運動）を加え設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
 - 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことに注意下さい。
 - 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 地盤高が低い地域については、防潮堤が壊れている場合、津波が収束した後でも水が引かず、長期間に渡って浸水することがあります。
 - 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を明示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。このことから、浸水域より上流部までを含めて、堤防内は危険な場所であり、揺れを感じたら直ちに避難する必要があります。
 - 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性がります。

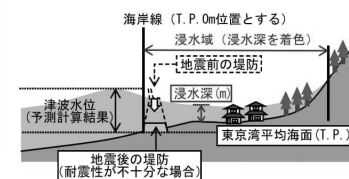


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情復、第1192号)

0 0.5 1 km

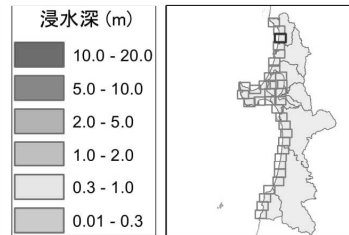
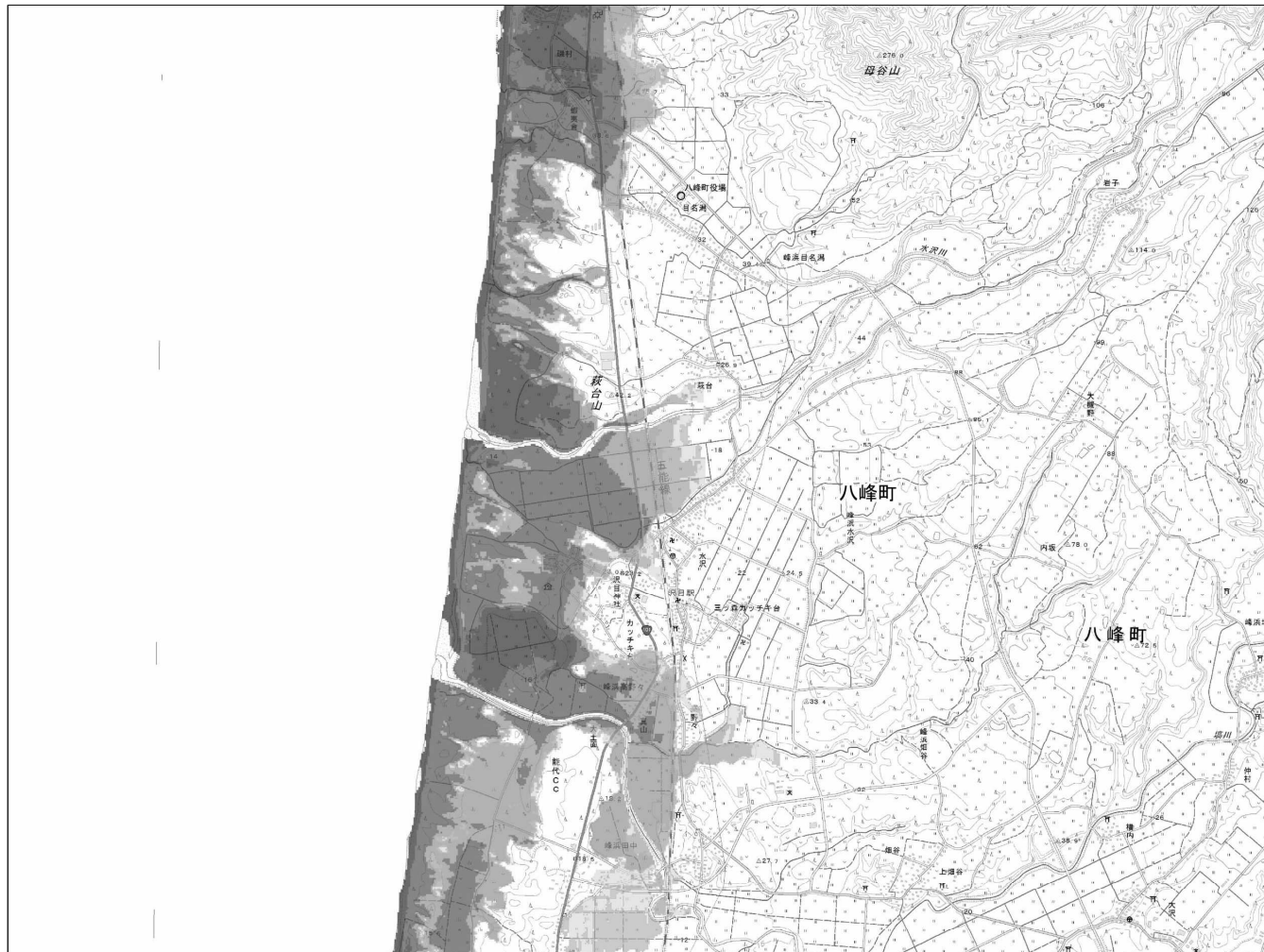


- 【留意事項】**
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した4断層に、最新の調査では見つからなかったものの「想定外を作らない」という考え方に基づいた秋田県独自断層（海域A・B・C運動）を加え設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
 - 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意下さい。
 - 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 地盤高が低い地域については、防潮堤が壊れている場合、津波が収束した後でも水が引かず、長期間に渡って湛水することがあります。
 - 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。このことから、浸水域より上流部までを含めて、堤防内は危険な場所であり、揺れを感じたら直ちに避難する必要があります。
 - 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性がります。

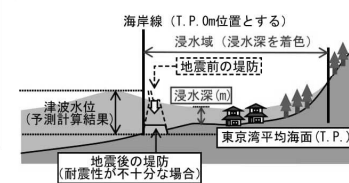


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情復、第1192号)





- 【留意事項】**
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した4断層に、最新の調査では見つからなかったものの「想定外を作らない」という考え方に基づいた秋田県独自断層（海域A・B・C運動）を加え設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
 - 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域がでも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりの場合があります。
 - 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことに注意下さい。
 - 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 地盤高が低い地域については、防潮堤が壊れている場合、津波が収束した後でも水が引かず、長期間に渡って湛水することがあります。
 - 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を明示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。このことから、浸水域より上流部までを含めて、堤防内は危険な場所であり、揺れを感じたら直ちに避難する必要があります。
 - 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性ががあります。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情復、第1192号)



6.1.3 下水道施設等の耐震化及び耐津波状況

(1) 既存施設（庁舎、管路、処理場、ポンプ場）

① 庁舎（建物）の状況把握

建物の名称	八峰町役場
項目	結果
庁舎の建築時期	2009年
新耐震基準対応の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 対応済み <input type="checkbox"/> 未対応
耐震補強の有無	<input type="checkbox"/> 耐震補強実施済み <input type="checkbox"/> 実施したが完全ではない <input checked="" type="checkbox"/> 未実施（もしくは実施状況不明）
耐震診断の結果	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし（震度6強までは耐震性ありとされている） <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 未実施／不明
耐震診断・工事等の当面の予定、 検討状況	<input checked="" type="checkbox"/> 予定なし <input type="checkbox"/> 耐震診断の予定あり（予定の内容： <input type="checkbox"/> 耐震工事の予定あり（予定の内容：
洪水ハザードマップによる危険の有無 （浸水予想区域内か否か）	<input checked="" type="checkbox"/> 予想区域外 <input type="checkbox"/> 予想区域内
津波ハザードマップによる危険の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 予想区域外 <input type="checkbox"/> 予想区域内

②下水道施設の耐震化状況の把握

a) 管渠

処理分区名	設置年度	重要な幹線等の延長 (m)	内特に重要な幹線等の延長 (m)	L2地震動に対し耐震性能が確保されている延長 (m)	内特に重要な幹線等の延長 (m)	○：津波影響なし ×：津波影響あり	備考
八森処理区	H13					○	
沢目処理区	H15					○	
岩館処理区 (漁集)	H18					○	
石川処理区 (農集)	H12					×	
岩子・大久保岱処理区(農集)	H16					×	
塙処理区 (農集)	H21					×	

b) 施設

施設名	設計年	L2地震動に対する耐震性能 ○：耐震化済み又は照査でOK ×：未耐震化又は照査でNG －：対象外		大地震動に対する耐震性能 ○：耐震化済み又は照査でOK ×：未耐震化又は照査でNG －：対象外		○：津波影響なし ×：津波影響あり	備考
		土木構造物		建築構造物			
		全部	一部				
八森浄化センター	H12	○	－		○	○	
沢目浄化センター	H13	○	－		○	○	
岩館漁業集落排水施設	H14	○	－		○	○	
石川農業集落排水処理施設	H9	○	－		○	×	
岩子・大久保岱農業集落排水処理施設	H14	○	－		○	×	
塙農業集落排水処理施設	H18	○	－		○	×	

(2) 設備、棚・ロッカー、機器等

場 所	設 備 名	対策の必要性、実施すべき内容	備考
		※今後、調査等を実施する	

6.1.4 重要事項の保管及びバックアップの現状

重要情報	保管場所	担当部門	記録媒体	現在のバックアップ状況			
				有無	頻度	方法	保管場所
認可図書	浄化センター倉庫	建設課上下水道係	紙	なし	—	—	—
施設平面図	浄化センター倉庫	建設課上下水道係	紙	なし	—	—	—
縦断面図	浄化センター倉庫	建設課上下水道係	紙	なし	—	—	—
下水道台帳	室内カウンター下	建設課上下水道係	紙	なし	—	—	—
原図	浄化センター倉庫	建設課上下水道係	紙	なし	—	—	—
受益者分担金情報	庁内共有 HDD 内	建設課上下水道係	電子	あり	随時	コピー	(省略)
行政文書データ	庁内共有 HDD 内	建設課上下水道係	電子	あり	年1回程度	コピー	(省略)

6.1.5 被害想定

項目		被害想定
庁舎	役場庁舎	新耐震対応済のため、倒壊せず庁舎は利用可能。 庁舎内はガラスが飛散し、机上の書類は落下、パソコンは転倒する。
下水道 施設	管路施設	全体の管路延長の約5%程度はマンホール浮上、管路陥没が発生し、汚水溢水や浸水被害の懸念がある。
	八森浄化センター	管理棟、沈澱池ともL2地震動に対応しているため、利用可能。しかし、津波想定高が最大20mとされており、管理棟と電源設備及び全ての機械設備が水没するため運転は長期間停止することが予想される。 自家発電設備は、燃料を満載していれば31時間の連続運転が可能であるため、1日程度の停電に耐えうる。
	沢目浄化センター	管理棟、沈澱池ともL2地震動に対応しているため、利用可能。しかし、津波想定高が最大20mとされており、管理棟と電源設備及び全ての機械設備が水没するため運転は長期間停止することが予想される。 自家発電設備は、燃料を満載していれば62時間の連続運転が可能であるため、2日以上停電にも耐えうる。
	岩館漁業集落排水 処理施設	管理棟、沈澱池ともL2地震動に対応しているため、利用可能。しかし、津波想定高が最大20mとされており、管理棟と電源設備及び全ての機械設備が水没するため運転は長期間停止することが予想される。 自家発電設備は、燃料を満載していれば22時間の連続運転が可能であるため、1日程度の停電に耐えうる。
	石川農業集落排水 処理施設	管理棟、沈澱池ともL2地震動に対応しているため、利用可能。津波の影響を受ける施設ではない。 非常用発電設備があるが、自家発電設備は備えていない。
	岩子・大久保岱農業 集落排水処理施設	管理棟、沈澱池ともL2地震動に対応しているため、利用可能。津波の影響を受ける施設ではない。 非常用発電設備はあるが、自家発電設備は備えていない。
	埴農業集落排水 処理施設	管理棟、沈澱池ともL2地震動に対応しているため、利用可能。津波の影響を受ける施設ではない。 非常用発電設備はあるが、自家発電設備は備えていない。
要 員		家屋倒壊や本人・家族の負傷等により、登庁できない職員が出る。また、公共交通手段の途絶により、発災後1時間以内に参集可能な職員は、全体の75%程度と予想される。参集者は徐々に増加し、24時間後で100%となる見込みである。

項目		被害想定	
ライフ ライン・ インフラ	電力	発災直後は断線などにより電力供給が中断する可能性が高い。5日間は、庁舎、処理場等に電力供給されない可能性がある。	
	水道	断水により23日間は、庁舎、処理場等に水道供給されない可能性がある。水洗トイレなど11日間は利用できない可能性がある。	
	電話	固定電話	NTT回線は十分に冗長化されており、通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日はほとんど使用できない可能性が高い。7日間程度、電話が掛かりにくい可能性が続くとみられる。
		携帯電話	固定電話と同様に通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日はほとんど使用できない可能性が高い。7日間程度、電話が掛かりにくい可能性が続くとみられる。メールは若干遅配する可能性はあるものの、発災後でも送受信可能とみられる。
	道路	発災直後は道路が徒歩帰宅者であふれ、交通渋滞が見込まれる。主要幹線道路の交通規制により一般車両は1週間以上、通行できない可能性がある。登庁するための橋梁の耐震対応は済んでいるが、発生時の車両の放置や帰宅者の混雑により、相当な時間がかかると想定される。一般道路も数日間は通行できない可能性がある。	
	鉄道	発災当日はほぼ運休する。庁舎周辺の鉄道路線は1週間程度不通となる（甚大な被害があれば、1ヶ月間は不通となる区間が発生する可能性もある）。区間や折り返し運転されるため、鉄道利用の職員に影響が出る。	

※ライフライン・インフラの被害想定は「秋田県地震被害想定調査報告書（2013年8月）」を参考にしている

6.2 優先実施業務（遅延による影響の把握）

対応の遅れがトイレを使用できない期間の長期化など住民生活に大きな影響を与えるだけでなく、緊急輸送路の通行に制約が生じることによる避難所等への移動や救急搬送、緊急物資の輸送、災害復旧活動などが遅延し、地域社会に大きな影響を与えるおそれがある。特に No. 4、No. 5、No. 6、No. 7 は住民の生命、身体、財産の保護に直接影響を与える。優先実施業務は、それらの影響を未然にもしくは最小限に抑えるための最低限の業務である。

No	優先実施業務名	業務の概要	業務遅延による影響
1	下水道対策本部の立上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・職員等の参集状況及び安否確認 ・災害対応拠点（本庁舎等）の被害状況、安全性を確認 ・下水道対策本部の立上げ、体制確保 ・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保 ・町災害対策本部及び県（下水道）等へ対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部立上げや初動連絡の遅れにより、被害情報等が混乱し、以下の全ての業務が遅延するおそれがある
2	被害状況等の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場で作業を行っている者等の安否、参集人員、被害の概要を把握 ・応急対応に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請について検討 ・必要に応じて、仮設トイレからのし尿受け入れを協議 ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況等）を収集整理 ・個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁と処理場間の連絡調整が遅れることにより、処理場等の機能回復に支障 ・被害状況等の情報発信業務が遅れ、行政への不信、不満が増徴
3	県、町災害対策本部、関連行政部局への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・県（下水道課）へ被害状況、対応状況等を連絡 ・町災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡 ・町災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認 ・町全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整 ・関連行政部局（水道担当、道路担当）との協力体制の確認 ・管理施設が近接している関連行政部局（水道担当、道路担当等）との共同点検調査の実施方法を調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、対応状況等の把握や協力体制の確認の遅れにより、リソースの配分、共同点検調査の検討等が遅れ、結果として下水道機能回復に支障が発生

No	優先実施業務名	業務の概要	業務遅延による影響
4	緊急点検、緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> 調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定 調査用具、調査チェックリストを準備 二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施 重要な幹線等の目視調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 道路陥没や人孔の浮上等に起因した事故等による住民の生命を脅かす可能性が懸念される 処理場において、有害物質等が放出され、住民の生命を脅かす可能性が懸念される 緊急調査の遅れにより、汚水溢水の放置等、健康被害の発生が懸念される
5	汚水溢水の緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄している資機材（仮設ポンプ、仮設配管等）により、溢水解消 町で対応できない（職員、資機材等の不足）場合には清掃会社等に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 未処理汚水が道路上へ流れ出ることにより健康被害の発生が懸念される
6	緊急輸送路における交通障害対策	<ul style="list-style-type: none"> 関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を解消 	<ul style="list-style-type: none"> 交通障害等による救急搬送の遅延、緊急物資輸送への影響等住民の生命、避難生活等に大きな影響が懸念される
7	浸水対策 (降雨が予想される場合)	<ul style="list-style-type: none"> 雨水溢水に対する緊急措置を実施 排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を町で対応できない場合には県と協議 	<ul style="list-style-type: none"> 復旧活動に影響を与えるだけでなく、内水氾濫被害の拡大や住民の生命・財産等に大きな影響が懸念される
8	支援要請及び受援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 県や他の地方公共団体に支援要請（人・モノ）を行うとともに、受入場所（作業スペース・駐車スペース・資機材等の保管場所等）を確保し、受け入れ態勢を確保 	<ul style="list-style-type: none"> 支援要請及び受援体制の整備の遅れにより、人員や資機材等が不足し、公衆衛生上の問題等を解消できないおそれ
9	一次調査	<ul style="list-style-type: none"> 全体の被害状況を把握するため、人孔蓋を開けての調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道が使用できない期間が長くなるため、住民の公衆衛生の悪化・健康被害が懸念される
10	応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> 一次調査の結果により、応急的な施設の暫定機能を確保するために実施 	<ul style="list-style-type: none"> 暫定機能確保の遅れにより、汚水溢水による疫病発生の拡大が懸念される

6.3 優先実施業務の対応の目標時間と実施方法

No	業務名	許容中断時間	現状で可能な対応時間	対応の目標時間	自前、他者への依頼による実施の可否	実施方法
1	下水道対策本部の立上げ	1時間	直後 ～ 1時間	1時間	自前：可・ 不可 他者： 可 ・不可	対応場所：庁舎（建設課、下水道対策本部） 対応者：責任者（緊急参集者から任命） ただし、夜間休日は、初期参集者が立上げ準備を開始 対応方法：電源・通信の確認、県に被害の第一報
2	被害状況等の情報収集	3時間	直後 ～ 6時間	6時間	自前：可・ 不可 他者： 可 ・不可	対応場所：庁舎（下水道対策本部） 対応者：総務・情報班又は下水道対策本部で対応 対応方法：テレビ及びラジオにより情報を収集するとともに、町災害対策本部を通じて関連行政部局からの伝達情報、町民からの通報等による情報を情報班が整理
3	県、町災害対策本部、関連行政部局への連絡	3時間	直後 ～ 6時間	6時間	自前：可・ 不可 他者： 可 ・不可	対応場所：庁舎（下水道課、下水道対策本部） 対応者：総務・情報班 対応方法：電話又は携帯メールで実施
4	緊急点検、緊急調査	2日	2日以内	2日以内	自前：可・ 不可 他者：可・ 不可	対応場所：庁舎（下水道課、下水道対策本部） 対応者：調査・復旧班 対応方法：職員、保有資機材で点検を実施するが、要員及び資機材が不足する場合は、総務・情報班を通じて、民間会社に応援及び資機材調達を依頼
5	汚水溢水の緊急措置	2日	2日以内	2日以内	自前：可・ 不可 他者：可・ 不可	対応場所：汚水溢水箇所 対応者：調査・復旧班 対応方法：職員及び保有資機材により現地で対応。要員及び資機材が不足する場合は、総務・情報班を通じて、民間会社に応援及び資機材調達を依頼

No	業務名	許容中断時間	現状で可能な対応時間	対応の目標時間	自前、他者への依頼による実施の可否	実施方法
6	緊急輸送路における交通障害対策	2日	2日以内	2日以内	自前：可・ 不可 他者：可・ 不可	対応場所：被災箇所（緊急輸送路） 対応者：調査・復旧班 対応方法：職員及び保有資機材により現地で対応。要員及び資機材が不足する場合は、総務・情報班を通じて、民間会社に応援及び資機材調達を依頼
7	浸水対策 （降雨が予想される場合）	3日	3日以内	3日以内	自前：可・ 不可 他者：可・ 不可	対応場所：被災箇所 対応者：調査・復旧班 対応方法：支援者とともに設計を行い、建設会社、メーカー等に業務を委託し実施する
8	支援要請及び受援体制の整備	3日	3日以内	3日以内	自前：可・ 不可 他者：可・不可	対応場所：庁舎（建設課、下水道対策本部） 対応者：下水道対策本部 対応方法：電話により県へ支援要請の連絡。支援者に対する担当窓口の設置、支援活動に必要な情報の整理及び作業スペース等の確保
9	一次調査	7日	7日以内	7日以内	自前：可・ 不可 他者：可・ 不可	対応場所：区域全体（優先度が高い地区からの調査） 対応者：調査・復旧班 対応方法：支援者とともに保有資機材・調達資機材で実施
10	応急復旧	3日	3日以内	3日以内	自前：可・ 不可 他者：可・ 不可	対応場所：被災箇所 対応者：調査班 対応方法：支援者とともに設計を行い、建設会社、メーカー等に業務を委託し実施する

6.4 優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討表

No	優先実施業務	リソース	必要数量	現状で確保できる数量	代替の可能性
1	下水道対策本部の立上げ	作業員	2人	2人	
		連絡先リスト			
2	被害状況等の情報収集	作業員	2人	2人	
3	県、町災害対策本部、関連行政部局への連絡	作業員	1人	1人	
4	緊急点検、緊急調査	作業員	4人	4人	人数不足の場合は、支援要請により対応
		一般平面図			
		下水道台帳			
5	汚水溢水の緊急措置	作業員	2人/班体制 2班(4人)	2人/班体制 2班(4人)	人数不足の場合は、支援要請により対応
		防護柵	—	—	
		仮設ポンプ	—	—	
6	緊急輸送路における交通障害対策	作業員	2人/班体制 2班(4人)	2人/班体制 2班(4人)	人数不足の場合は、支援要請により対応
		防護柵	—	—	
7	浸水対策 (降雨が予想される場合)	作業員	—	—	人数不足の場合は、支援要請により対応 不足する場合は、協力業者に要請
		仮設ポンプ	—	—	
8	支援要請及び受援体制の整備	作業員	2人	2人	人数不足の場合は、支援要請により対応
9	一次調査	作業員	2人/班体制 2班(4人)	2人/班体制 2班(4人)	人数不足の場合は、支援要請により対応
		下水道台帳			
10	応急復旧	作業員	2人/班体制 2班(4人)	2人/班体制 2班(4人)	人数不足の場合は、支援要請により対応 不足する場合は、協力業者に要請
		仮設ポンプ	—	—	

巻末資料 1 処理場における非常時対応計画

地震対応計画

(1) 勤務時間内に想定地震が発生した場合（処理場編）

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
直後	来訪者・職員・作業員の負傷者対応・避難誘導 ・来訪者・職員・作業員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置 ・目視により火災発生や施設倒壊の危険がある場合、屋外に避難 ・屋外避難が必要ない場合、来訪者がいれば事務室へ誘導	2.4.1 避難誘導方法
	処理場作業員の安否確認 ・責任者が処理場作業員の安否を点呼等により確認 ・担当者は不在作業員（外出、休暇等）の把握と安否を確認 ・不在職員（外出、休暇等）は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目安を連絡	2.4.2 安否確認方法 2.4.3 職員リスト
	本庁（下水道対策本部）との連絡調整（1） ・処理場の作業員等の安否及び処理場の被害概要を報告するとともに、本庁の状況を確認	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～1時間	処理場災害対策室の立上げ ・外部状況（大規模クラック）等、管理棟の安全性を確認 ・本庁にて処理場災害対策室の立上げ ・本庁（下水道対策本部）へ処理場の対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告 ・民間企業等への協力要請（緊急措置や応急復旧）に備え、連絡体制を確保 ・処理場での調査及び応急対応の人員が不足していれば、項目と必要人員を整理し、本庁（下水道対策本部）と協議	2.2 対応拠点と非常参集 2.5 被害状況の把握（チェックリスト） 2.6 災害発生直後の連絡先リスト

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～6 時間	緊急点検 ・火災等の人的被害につながる二次災害の防止に係わる施設の点検を実施 火災のおそれがある施設 ：消化ガスホルダ、焼却炉、燃料貯蔵ホルダ、特殊ガス設備等 薬品を扱う施設：塩素消毒設備、脱臭設備、水質試験室等 その他施設 ：流入ゲート、流出ゲートの稼働状況、電気設備（中央監視設備、受変電設備、自家発電設備等）の稼働状況	緊急点検・調査に関するマニュアル
	緊急調査（１） ・機能障害につながる二次災害の防止のために目視調査の実施（職員で対応できる範囲） 土木・建築：構造物のクラック発生箇所、エキスパンションジョイント部の異常の調査、水没の有無 機械設備 ：主ポンプ稼働状況、ブロワ稼働状況等の揚水機能等、処理機能で重要な施設の調査 電気設備 ：中央監視設備、受変電設備、自家発電設備等の稼働状況	緊急点検・調査に関するマニュアル
	緊急措置（１） ・緊急点検・調査で二次災害が発生すると判断される場合には、緊急措置を実施 各機器の運転停止、各弁の閉止等	緊急措置に関するマニュアル
	本庁（下水道対策本部）との連絡調整（２） ・緊急点検・調査の結果（被災状況、運転状況等）及び緊急措置（１）の内容を本庁（下水道対策本部）へ報告 ・平時の処理レベルを確保できない場合には、対応方法等を本庁と協議 ・職員で判断できない場合は、本庁（下水道対策本部）経由で、建設業者やメーカーに応援を要請	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～3 日	支援要請及び受援体制の整備 ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人・モノ）等を本庁（下水道対策本部）に連絡 ・支援要請のルールに従い、支援を要請 ・受入場所（作業スペース、駐車スペース、保管場所等）を確保	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～1 日	データ類の保護 ・台帳類（設備台帳、機器図面等）やバックアップ媒体等が損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動 ・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を機器メーカーに依頼	2.6 災害発生直後の連絡先リスト

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～1日 以後 適宜実施	緊急措置 (2) ・必要に応じて緊急措置を実施 安全策等の設置、重大な機能障害への対応、停電への対応、受変電設備の異常の対応、二次災害等の危険性への対応、揚排水機能停止による浸水対策、消毒機能及び逆流防止機能の確保、等	緊急措置に関するマニュアル
～2日 適宜実施	本庁 (下水道対策本部) との連絡調整 (3) (被害状況の報告、支援要請) ・緊急点検・調査等により被災状況を本庁 (下水道対策本部) へ報告 ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断 (必要な場合は、「支援要請及び受援体制の整備」と同様) ・し尿処理の受入れの可否を調整	2.6 災害発生直後の連絡先リスト

(2) 勤務時間内に想定地震が発生した場合（処理場編）

津波対応計画

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
直後	来訪者・職員・作業員の負傷者対応・避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者・職員・作業員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置 ・目視により火災発生や施設倒壊の危険がある場合、屋外に避難 ・屋外避難が必要ない場合、来訪者を事務室へ誘導 ・津波警報発令有無の確認。津波警報が発令した場合、直ちに施設屋上や高台等へ避難 	2.4.1 避難誘導方法
	処理場作業員の安否確認 <ul style="list-style-type: none"> ・責任者が処理場作業員の安否を点呼等により確認 ・担当者は不在職員（外出、休暇等）の把握と安否を確認 ・不在職員（外出、休暇等）は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目安を連絡 	2.4.2 安否確認方法 2.4.3 職員リスト
	本庁（下水道対策本部）との連絡調整（1） <ul style="list-style-type: none"> ・処理場の作業員等の安否及び処理場の被害概要を報告するとともに、本庁の状況を確認 	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
	職員の救助 <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊等による救助 	
～1時間	処理場災害対策室の立上げ <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報解除確認後、外部状況（大規模クラック）等、管理棟の安全性を確認 ・本庁にて処理場災害対策室の立上げ ・本庁（下水道対策本部）へ処理場の対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告 ・民間企業等への協力要請（緊急措置や応急復旧）に備え、連絡体制を確保 ・処理場での調査及び応急対応の人員が不足していれば、項目と必要人員を整理し、本庁（下水道対策本部）と協議 	2.2 対応拠点と非常参集 2.5 被害状況の把握 （チェックリスト） 2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～1日	がれきの処理依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・処理場までの進入路及び処理場内のがれきの撤去依頼 	

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～6 時間	<p>緊急点検</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災等の人的被害につながる二次災害の防止に係わる施設の点検を実施 <p>火災のおそれがある施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ：消化ガスホルダ、焼却炉、燃料貯蔵ホルダ、特殊ガス設備等 <p>薬品を扱う施設：塩素消毒設備、脱臭設備、水質試験室等</p> <p>その他施設：流入ゲート、流出ゲートの稼働状況、電気設備（中央監視設備、受変電設備、自家発電設備等）の稼働状況</p>	緊急点検・調査に関するマニュアル
	<p>緊急調査（１）</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能障害につながる二次災害の防止のために目視調査の実施（職員で対応できる範囲） <p>土木・建築：構造物のクラック発生箇所、エキスパンションジョイント部の異常の調査、水没の有無</p> <p>機械設備：主ポンプ稼働状況、ブロワ稼働状況等の揚水機能等、処理機能で重要な施設の調査</p> <p>電気設備：中央監視設備、受変電設備、自家発電設備等の稼働状況</p>	緊急点検・調査に関するマニュアル
	<p>緊急措置（１）</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急点検・調査で二次災害が発生すると判断される場合には、緊急措置を実施 <p>各機器の運転停止、各弁の閉止等</p>	緊急措置に関するマニュアル
	<p>本庁（下水道対策本部）との連絡調整（２）</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急点検・調査の結果（被災状況、運転状況等）及び緊急措置（１）の内容を本庁（下水道対策本部）へ報告 平時の処理レベルを確保できない場合には、対応方法等を本庁と協議 職員で判断できない場合は、本庁（下水道対策本部）経由で、建設業者やメーカーに応援を要請 	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～3 日	<p>支援要請及び受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断 支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人・モノ）等を本庁（下水道対策本部）に連絡 支援要請のルールに従い、支援を要請 受入場所（作業スペース、駐車スペース、保管場所等）を確保 	2.6 災害発生直後の連絡先リスト

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～1日	データ類の保護 <ul style="list-style-type: none"> ・台帳類（設備台帳、機器図面等）やバックアップ媒体等が損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動 ・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を機器メーカーに依頼 	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～1日 以後 適宜実施	緊急措置（２） <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて緊急措置を実施 安全策等の設置、重大な機能障害への対応、停電への対応、受変電設備の異常の対応、二次災害等の危険性への対応、揚排水機能停止による浸水対策、消毒機能及び逆流防止機能の確保、等	緊急措置に関するマニュアル
～2日 適宜実施	本庁（下水道対策本部）との連絡調整（３）（被害状況の報告、支援要請） <ul style="list-style-type: none"> ・緊急点検・調査等により被災状況を本庁（下水道対策本部）へ報告 ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断 （必要な場合は、「支援要請及び受援体制の整備」と同様） ・し尿処理の受入れの可否を調整 	2.6 災害発生直後の連絡先リスト

(3) 勤務時間外に想定地震が発生した場合（処理場編）

地震対応計画

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
直後	職員の安否連絡 ・自らと家族の安全を確保した後、速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目安を連絡	2. 4. 2 安否確認方法 2. 4. 3 職員リスト
	自動参集 ・震度をラジオ等で確認し、下水道対策本部の職員及び代替拠点への初動参集者は、指定された場所に自動参集 ・その他職員は、災害対応拠点への参集を開始する。ただし、動員計画に基づき、自宅で待機する場合は下水道対策本部からの指示を待つ ・参集に当たっては、服装に留意する。また、飲料水、食料を持参するように努める ・自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認	2. 4. 2 安否確認方法 2. 4. 3 職員リスト
	指揮系統の確立 ※注：下水道対策本部が立ち上がれば、その体制、指示に従う ・参集した職員の代替順位に応じて、各班の指揮系統を確立 ・職員の安否、処理場の被害概要の把握に努める	2. 3 対応体制・指揮命令系統図 2. 4. 2 安否確認方法 2. 4. 3 職員リスト
	本庁（下水道対策本部）との連絡調整（1） ・処理場の作業員等の安否及び処理場の被害概要を報告するとともに、本庁の状況を確認	2. 6 災害発生直後の連絡先リスト
～1時間	処理場災害対策室の立上げ ・本庁にて処理場災害対策室の立上げ ・職員の安否、処理場の被害概要の把握に努める ・外部状況（大規模クラック）等、管理棟の安全性を確認 ・民間企業等への協力要請（緊急措置や応急復旧）に備え、連絡体制を確保 ・処理場での調査及び応急対応の人員が不足していれば、項目と必要人員を整理し、本庁（下水道対策本部）と協議	2. 2 対応拠点と非常参集 2. 3 対応体制・指揮命令系統図 2. 4. 2 安否確認方法 2. 4. 3 職員リスト 2. 5 被害状況の把握（チェックリスト） 2. 6 災害発生直後の連絡先リスト

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～12 時間	<p>緊急点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災等の人的被害につながる二次災害の防止に係わる施設の点検を実施 <p>火災のおそれがある施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ：消化ガスホルダ、焼却炉、燃料貯蔵ホルダ、特殊ガス設備等 <p>薬品を扱う施設：塩素消毒設備、脱臭設備、水質試験室等</p> <p>その他施設：流入ゲート、流出ゲートの稼働状況、電気設備（中央監視設備、受変電設備、自家発電設備等）の稼働状況</p>	緊急点検・調査に関するマニュアル
	<p>緊急調査（１）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能障害につながる二次災害の防止のために目視調査の実施（職員で対応できる範囲） <p>土木・建築：構造物のクラック発生箇所、エキスパンションジョイント部の異常の調査、水没の有無</p> <p>機械設備：主ポンプ稼働状況、ブロワ稼働状況等の揚水機能等、処理機能で重要な施設の調査</p> <p>電気設備：中央監視設備、受変電設備、自家発電設備等の稼働状況</p>	緊急点検・調査に関するマニュアル
	<p>緊急措置（１）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急点検・調査で二次災害が発生すると判断される場合には、緊急措置を実施 <p>各機器の運転停止、各弁の閉止等</p>	緊急措置に関するマニュアル
	<p>本庁（下水道対策本部）との連絡調整（２）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急点検・調査の結果（被災状況、運転状況等）及び緊急措置（１）の内容を本庁（下水道対策本部）へ報告 ・平時の処理レベルを確保できない場合には、対応方法等を本庁と協議 ・職員で判断できない場合は、本庁（下水道対策本部）経由で、建設業者やメーカーに応援を要請 	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～3 日	<p>支援要請及び受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人・モノ）等を本庁（下水道対策本部）に連絡 ・支援要請のルールに従い、支援を要請 ・受入場所（作業スペース、駐車スペース、保管場所等）を確保 	2.6 災害発生直後の連絡先リスト

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～1日	データ類の保護 <ul style="list-style-type: none"> ・台帳類（設備台帳、機器図面等）やバックアップ媒体等が損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動 ・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を機器メーカーに依頼 	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～1日 以後 適宜実施	緊急措置（２） <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて緊急措置を実施 安全策等の設置、重大な機能障害への対応、停電への対応、受変電設備の異常の対応、二次災害等の危険性への対応、揚排水機能停止による浸水対策、消毒機能及び逆流防止機能の確保、等 	緊急措置に関するマニュアル
～2日 適宜実施	本庁（下水道対策本部）との連絡調整（３）（被害状況の報告、支援要請） <ul style="list-style-type: none"> ・緊急点検・調査等により被災状況を本庁（下水道対策本部）へ報告 ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断 （必要な場合は、「支援要請及び受援体制の整備」と同様） ・し尿処理の受入れの可否を調整 	2.6 災害発生直後の連絡先リスト

(4) 勤務時間外に想定地震が発生した場合（処理場編）

津波対応計画

時間（※）	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	職員の安否連絡 ・自らと家族の安全を確保した後、速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目安を連絡	2.4.2 安否確認方法 2.4.3 職員リスト
	自動参集 ・震度をラジオ等で確認し、下水道対策本部の職員及び代替拠点への初動参集者は、指定された場所に自動参集 ・その他職員は、災害対応拠点への参集を開始する。ただし、動員計画に基づき、自宅で待機する場合は下水道対策本部からの指示を待つ ・参集に当たっては、服装に留意する。また、飲料水、食料を持参するように努める ・自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認 ・処理場が津波被害を受けている場合、代替拠点へ移動	2.4.2 安否確認方法 2.4.3 職員リスト
	指揮系統の確立 ※注：下水道対策本部が立ち上げれば、その体制、指示に従う ・参集した職員の代替順位に応じて、各班の指揮系統を確立 ・職員の安否、処理場の被害概要の把握に努める	2.3 対応体制・指揮命令系統図 2.4.2 安否確認方法 2.4.3 職員リスト
	本庁（下水道対策本部）との連絡調整（1） ・処理場の作業員等の安否及び処理場の被害概要を報告するとともに、本庁の状況を確認。被害状況が分かり次第、随時報告	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～1時間	処理場災害対策室の立上げ ・津波警報解除後、外部状況（大規模クラック）等、管理棟の安全性を確認 ・本庁にて処理場災害対策室の立上げ ・本庁（下水道対策本部）へ処理場の対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告 ・民間企業等への協力要請（緊急措置や応急復旧）に備え、連絡体制を確保 ・処理場での調査及び応急対応の人員が不足していれば、項目と必要人員を整理し、本庁（下水道対策本部）と協議	2.2 対応拠点と非常参集 2.5 被害状況の把握（チェックリスト） 2.6 災害発生直後の連絡先リスト

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～1日	がれきの処理依頼 ・ 処理場までの進入路及び処理場内のがれきの撤去依頼	
～12時間	緊急点検 ・ 火災等の人的被害につながる二次災害の防止に係わる施設の点検を実施 火災のおそれがある施設 : 消化ガスホルダ、焼却炉、燃料貯蔵ホルダ、特殊ガス設備等 薬品を扱う施設 : 塩素消毒設備、脱臭設備、水質試験室等 その他施設 : 流入ゲート、流出ゲートの稼働状況、電気設備（中央監視設備、受変電設備、自家発電設備等）の稼働状況	緊急点検・調査に関するマニュアル
	緊急調査（1） ・ 機能障害につながる二次災害の防止のために目視調査の実施（職員で対応できる範囲） 土木・建築：構造物のクラック発生箇所、エキスパンションジョイント部の異常の調査、水没の有無 機械設備 : 主ポンプ稼働状況、ブロワ稼働状況等の揚水機能等、処理機能で重要な施設の調査 電気設備 : 中央監視設備、受変電設備、自家発電設備等の稼働状況	緊急点検・調査に関するマニュアル
	緊急措置（1） ・ 緊急点検・調査で二次災害が発生すると判断される場合には、緊急措置を実施 各機器の運転停止、各弁の閉止等	緊急措置に関するマニュアル
	本庁（下水道対策本部）との連絡調整（2） ・ 緊急点検・調査の結果（被災状況、運転状況等）及び緊急措置（1）の内容を本庁（下水道対策本部）へ報告 ・ 平時の処理レベルを確保できない場合には、対応方法等を本庁と協議 ・ 職員で判断できない場合は、本庁（下水道対策本部）経由で、建設業者やメーカーに応援を要請	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～1日	支援要請及び受援体制の整備 ・ 被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断 ・ 支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人・モノ）等を本庁（下水道対策本部）に連絡 ・ 支援要請のルールに従い、支援を要請 ・ 受入場所（作業スペース、駐車スペース、保管場所等）を確保	2.6 災害発生直後の連絡先リスト

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～1日	データ類の保護 <ul style="list-style-type: none"> ・台帳類（設備台帳、機器図面等）やバックアップ媒体等が損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動 ・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を機器メーカーに依頼 	2.6 災害発生直後の連絡先リスト
～1日 以後 適宜実施	緊急措置（２） <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて緊急措置を実施 安全策等の設置、重大な機能障害への対応、停電への対応、受変電設備の異常の対応、二次災害等の危険性への対応、揚排水機能停止による浸水対策、消毒機能及び逆流防止機能の確保、等	緊急措置に関するマニュアル
～2日 適宜実施	本庁（下水道対策本部）との連絡調整（３）（被害状況の報告、支援要請） <ul style="list-style-type: none"> ・緊急点検・調査等により被災状況を本庁（下水道対策本部）へ報告 ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断 （必要な場合は、「支援要請及び受援体制の整備」と同様） ・し尿処理の受入れの可否を調整 	2.6 災害発生直後の連絡先リスト